

○法務省告示第八号
厚生労働省告示第八号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年厚生労働省令第三号）第十条第二項第八号、第十二条第一項第十四号、第十六条第三項、第二十九条第二項及び第五十二条第十六号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業（平成二十九年法務省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

法務大臣 上川 陽子

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

<p>1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十条第二項第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。</p>	
職種	作業
自動車整備	自動車整備作業
介護	介護
<p>2 規則第十二条第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。</p>	
職種	作業
(略)	
自動車整備	自動車整備作業
介護	介護
<p>3 (略)</p>	
<p>4 規則第十六条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。</p>	
職種	作業
(略)	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業
介護	介護
<p>5 規則第二十九条第二項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。</p>	
職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業

改正前

<p>1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十条第二項第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。</p>	
職種	作業
自動車整備	自動車整備作業
(新設)	
<p>2 規則第十二条第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。</p>	
職種	作業
(略)	
自動車整備	自動車整備作業
(新設)	
<p>3 (略)</p>	
<p>4 規則第十六条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。</p>	
職種	作業
(略)	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業
(新設)	
<p>5 規則第二十九条第二項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。</p>	
職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業

8 (略)	7 (略)	6 (略)
介護	自動車整備	職種
介護	自動車整備作業	作業
介護	規則第五十二条第十六号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。	
介護	かに・えびかご漁業	ひき網漁業
	定置網漁業	刺し網漁業

8 (略)	7 (略)	6 (新設)
(新設) 介護	(新設) 自動車整備	(新設) 職種
(新設) 介護	(新設) 自動車整備作業	(新設) 作業
(新設) 介護	規則第五十二条第十六号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。	
(新設) 介護	かに・えびかご漁業	ひき網漁業
	定置網漁業	刺し網漁業